

特定技能外国人労働者の受入企業等に対する制度説明会を開催します

平成30年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）において、在留資格「特定技能」が創設され、本年4月1日に施行されます。

つきましては、法務省主催による制度説明会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

1 日 時 平成31年2月26日（火）13:00～16:00（入場12:00～）

2 会 場 岡山市民会館 大ホール（岡山市北区丸の内2-1-1）
※周辺駐車場の混雑が予想されます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

3 参加者

- (1) 在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れをお考えの企業・団体・個人
- (2) 改正入管法に規定する「登録支援機関」となることをお考えの企業・団体・個人
- (3) 地方公共団体の職員等

4 参加方法

参加費、事前申込は不要ですが、ご入場の際、名刺を頂戴いたしますので、ご準備とご協力をお願いいたします。（名刺をお持ちでない方は、ご入場の際、お名前等をご記入ください。）

5 内 容

- (1) 外国人労働者受入制度の説明（法務省）
- (2) 受入分野別の個別説明（厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省）※調整中
- (3) その他

※分野別個別説明は担当各省が行う予定ですが、各省の都合により一部の省の出席が困難となり説明できない場合がありますので、ご了承願います。

<参考>

○在留資格「特定技能」とは

特定技能1号	不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
特定技能2号	同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(※)外国人労働者を受け入れる14分野

① 介護業	⑥ 建設業	⑪ 農業
② ビルクリーニング業	⑦ 造船・船用工業	⑫ 漁業
③ 素形材産業	⑧ 自動車整備業	⑬ 飲食料品製造業
④ 産業機械製造業	⑨ 航空業	⑭ 外食業
⑤ 電気・電子情報関連産業	⑩ 宿泊業	

○「登録支援機関」とは

国（出入国在留管理庁長官）の登録を受けて、特定技能1号外国人に対し、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う者